

指定管理者制度とは？

指定管理者制度とは「公の施設」の管理の代行を「法人その他の団体」に行わせようとするものです。

平成15年9月に地方自治法の一部が改正され、「公の施設」の管理を、地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体に限って委託できるとした「管理委託制度」が廃止され、これらの団体に加え幅広く民間事業者を含んだ地方公共団体が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が管理を代行する「指定管理者制度」が創設されました。

この改正により、公の施設は、指定管理者制度又は直営で管理することになります。改正法施行時に管理委託制度をとっている施設にあっては、指定管理者制度を導入する場合であっても直営による場合であっても、遅くとも平成18年9月までに必要な手続を完了しなくてはなりません。

指定管理者制度を実施するには、地方自治法第244条の2第3項の規定により地方公共団体は条例を定め、その条例の定めるところにより、議会の議決を経て指定管理者を指定することになります。

これまで「公の施設」の管理は、適切な管理を図る観点から、委託先が限定されてきました。しかし、住民のニーズへの対応には、民間の事業者の能力やノウハウを幅広く活用することが有効と考えられ、住民サービスの向上と共に経費の削減などを図る目的で「指定管理者制度」が作られました。

指定管理者制度の導入により、今後は民間の事業者（会社法人）、NPO法人、ボランティア団体なども含めて広く公募し、費用、企画などの提案内容から判断して、よりふさわしい施設の管理者を決めていくことになります。

公の施設とは？

地方自治法では、地方公共団体の多数の住民が利用し、住民福祉の向上に欠かせない公共サービスを提供する施設を、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」すなわち「公の施設」として定義し、その設置、運営に必要な事項を第244条から第244条の4において定めています。

具体的には、公園、運動場、道路、学校、図書館、公民館、博物館、病院、公営住宅、保育所などの施設が該当しますが、試験研究所、留置場、競馬場など、公の目的のために設置された施設であっても、住民の利用に供することを目的としないもの、利用に供する目的が直接住民の福祉を増進するものでないものは、該当しません。